令和7年度
節水シャワーヘッド買い換え助成金募集要項

令和7年6月15日~令和8年1月31日

未来の地球を一緒に守ろう

市の補助を利用してお得に買い換え！

地球温暖化とは？

地球の周りにある、二酸化炭素(CO_2)やメタンなどの「温室効果ガス」は、地球に届いた太陽の熱を逃さない働きをし、私たちが暮らすのに適した温度を保つ役割をしています。
近年、この温室効果ガスが急激に増え、地球の気温が上がっています。これが「地球温暖化」です。地球温暖化の影響によるとされる異常気象や水害などが 頻発しています。

市の取組

西東京市では、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すゼロカーボンシティ宣言をしています。省エネ家電の利用促進も、ゼロカーボンシティ実現に向けた取り組みのひとつです。

省エネが地球温暖化対策になるの？

西東京市から出るCO_2のうち、約50%が家庭から排出されています。各家庭の取組が重要です！

使うエネルギーを減らす

節水シャワーヘッドは、従来の製品に比べて大幅に消費エネルギーを減らすことができます。

発電量が減る

CO_2排出量が減る

節水シャワーヘッドへの買い換えはどのくらい省エネ効果がある？

手元のボタンでお湯を止められるタイプの節水シャワーヘッドに買い換えることで、年間で水道代・ガス代は8,610円、二酸化炭素排出量は73.3 kg削減することができます。(4人での使用の想定。)
この選択は、シャワーの使用量を減らし、水とガスの節約にもつながる他、家庭からの二酸化炭素排出量も削減でき、地球にも家計にも優しい取り組みとなります。

（出典:「ウルトラ省エネブック」東京ガス株式会社）

【助成金の申請方法についてはP２～P４へ】
必ずご一読のうえ、申請してください。

○申請期間

令和7年6月 15 日(日)から令和8年1月 31 日(土)まで ※消印有効

★受付期間内に購入した製品のみが対象となります。

令和7年6月 14 日以前に購入された場合は対象外となりますのでご注意ください。

申請は先着順です。

ただし、受付期間内であっても、予算が上限に達した時点で、申請の受付を終了します。

★予算残額については、残額が少なくなってきた時点で市ホームページにてお知らせします。ホームページをご確認または環境政策課までお問い合わせください。

▼市 HP はこちら

○対象者

以下の要件を満たす個人が申請の対象となります。

・西東京市に住民登録がある方

・自らが居住する西東京市内の住宅で使用しているシャワーヘッドを新品の節水シャワーヘッドに交換、設置した方

・市税の滞納がない方

○助成金額

3,000 円(一律)

・令和 7 年 6 月 15 日以降に税抜き 6,000 円以上の節水シャワーヘッドを新品で購入すること

・節水シャワーヘッド本体の費用のみの助成となります。

・部材購入費(アダプター、ホースなど)や設置工事費は対象外となります。

・**クーポン割引やポイント利用で購入した部分につきましては、購入費用から除外します。**

(例)

項目	金額 (税込)
ｼｬﾜｰﾍｯﾄﾞ本体費用	8,000円
ポイント利用	△1,000円
領収額	7,000円

◎領収額を税抜きにし、6,000 円以上であれば助成対象となります。
7,000 円(税込)÷1.1=6,364 円(税抜)
➡助成対象です。

※**ポイント利用の結果、領収額の税抜きが 6,000 円未満になった場合には、助成対象外となりますので、ご注意ください。**

○対象機器

30%以上の節水効果 または1分間あたりの使用水量が7ℓ 以下の節水シャワーヘッド

○提出書類について

□ **西東京市地球温暖化対策助成金（節水シャワーヘッド）交付申請・実績報告兼請求書（市指定様式）**

□ **領収書の写し**

○申請者名が記載された領収書の添付が必要です。
○但し書きとして、型番または購入製品名が記載されていることが必要です。
○領収書の合計金額に本体代以外の金額が含まれている場合等で、シャワーヘッドの金額が分かるものがなければ、本体の金額が分かる明細書等を添付ください。

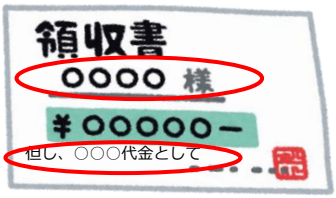

✖よくある不備

・宛名欄がない、宛名欄が空欄（『　　様』）のレシート、宛名が申請者の氏名ではない領収書（ご家族のお名前など）や請求書・納品書では受付ができません。

□ **設置した節水シャワーヘッドの節水効果が 30%以上あること、または１分間あたりの使用水量が７ℓ以下であることが確認できる書類等（カタログ類、取扱説明書、箱等）の写し**

□ **設置後の節水シャワーヘッドのカラー写真**

□ **本人確認書類の写し**

➡申請者が本人であることが分かる本人確認書類のコピーを提出してください。
（例）運転免許証、マイナンバーカード、各種健康保険証など
＊運転免許証など、裏面に住所の記載がある場合は、裏面も提出してください。
＊マイナンバーカードは表面のみを提出してください。
＊健康保険証は記号・番号・保険者番号・QR コード（ある場合）をマスキングしてください。

【令和６年１月１日時点で西東京市に住民票がなかった方のみ】

□ **令和６年度の納税証明書または非課税証明書**

✖よくある不備
課税証明書、令和７年度納税証明書、令和７年度非課税証明書では受付ができません。

○その他注意事項

・申請は1世帯当たり1回までとし、台数は1台のみとします。

・新規設置は対象外（既に使用しているシャワーヘッドとの交換設置のみが対象）

・新品製品の購入のみが対象

・他の西東京市の助成金との併用は可能です。

○申請の流れ

1　製品の購入・設置（申請者）

令和7年6月 15 日以降に、「30%以上の節水効果または1分間あたりの使用水量が7ℓ 以下の節水シャワーヘッド」の条件に合致するものを購入し、設置してください。

2　交付申請・実績報告兼請求書類の提出（申請者）

＜受付期間＞令和7年6月 15 日(日)から令和8年1月 31 日(土)まで※消印有効

※受付期間に限らず、予算が上限に達した時点で、申請の受付を終了します。

3　交付決定・確定通知書の送付 及び 送金　（市）

交付申請・実績報告兼請求書類が市に到達してから概ね１か月半で審査をし、交付決定・確定通知書を市から発送します。
通知がお手元に届いてから約２週間程度で指定された口座に送金します。

○交付申請・実績報告兼請求書の提出方法

【申請期間】令和7年6月 15 日(日)から令和8年1月 31 日(土)まで

【提出方法】電子申請　もしくは　環境政策課窓口まで持参　または　郵送

【お問い合わせ・書類提出先】

西東京市みどり環境部環境政策課環境係

〒202-0011　西東京市泉町 3-12-35　エコプラザ西東京

電話　042-438-4042(直通)　FAX 042-438-1762

メール　kankyou@city.nishitokyo.lg.jp

▼電子申請はこちらから！▼